

令和5年度 第1回川崎市社会教育委員会議日本民家園専門部会 会議次第

日 時 令和5年5月28日(日) 10時～12時

会 場 日本民家園 旧原家住宅2階大広間

1 開会

- ・園長挨拶
- ・会議成立の確認
- ・配布資料確認

2 報告事項

- (1) 令和4年度統計確定値について
- (2) 第3期指定管理の開始について
- (3) 新型コロナウイルス感染症の5類変更に伴う対応について

3 議事

- (1) 博物館の事業評価について
- (2) 令和5年度事業評価シートについて
- (3) 川崎市立日本民家園運営基本方針について

4 その他

- ・今後の予定
 - 5年7月 第2回部会 令和6年度事業計画について
 - 5年11月 第3回部会 園内視察
 - 6年3月 第4回部会 令和5年度事業評価について

5 閉会

【配布物】

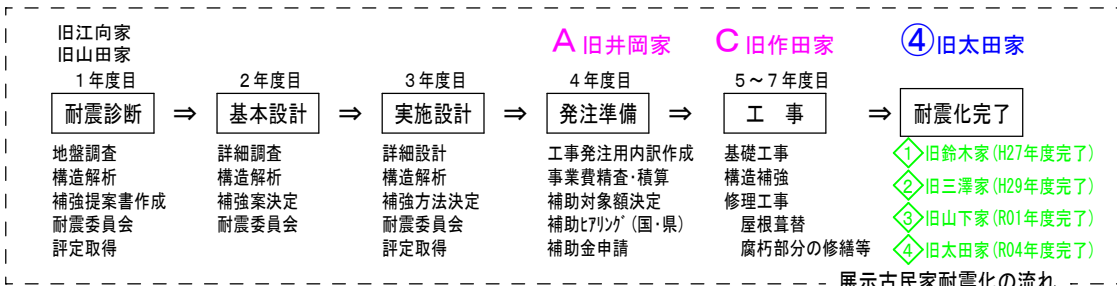
- ・社会教育委員会議日本民家園専門部会委員名簿
- ・日本民家園協議会における評価の実施について
- ・令和5年度川崎市立日本民家園事業計画・評価シート
- ・日本民家園展示建造物耐震補強・屋根修理工事実施および計画表
- ・令和5年度主な工事等について
- ・川崎市立日本民家園運営基本方針の策定について
- ・川崎市社会教育委員会議規則
- ・日本民家園招待券

日本民家園 展示建造物耐震補強・屋根修理工事 実施および計画表

年度 西暦	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17				
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035				
補助事業	国庫									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	県補助							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
計 (委員会を除く)		2	4	2	3	2	2	3	4	6	2	6	9	10	9	7	6	5	6	7	6	8	7	8	7	7			
事業内 数 訳	文化財 指定区分 国：8 国(有形民俗)：1 県：10 市：6	診断	2	2	0	0	0	0	0	3	0	2	0	0	1	0	0	0	2	2	0	2	1	1	2	0			
	委員会	2	3	1	2	1	0	1	1	3	1	2	1	0	2	1	2	2	3	4	2	4	3	4	3	2			
	設計	0	1	1	2	1	0	1	1	0	1	1	3	3	2	3	2	2	1	2	2	2	2	3	1	2			
	申請・発注	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	1	0	1	1	1	2	0	2	0	2	1			
	報告書	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	3	1	1	1	0	1	1	0	2	0	2	0	2			
	工事	0	1	1	1	1	2	2	2	1	1	2	3	3	5	2	3	2	1	1	2	2	2	2	2	2			
	工事のうち茅葺	0	1	0	0	1	1	2	1	1	1	3	2	4	1	2	2	1	1	1	0	0	0	0	0				
1	県 重要文化財	旧鈴木家住宅	診	設	工	工				報	(設)	屋																茅	
2	県 重要文化財	旧三澤家住宅	診		設	設	入札不調	工	工・屋																			板	
3	県 重要文化財	旧山下家住宅		診		設	設			工	工・屋	(屋) 応急修理				報	報		設	申	→	工・屋					5	茅	
4	重要文化財	旧太田家住宅		診					設	設	申	入札不調	工	工・屋														茅	
5	県 重要文化財	旧菅原家住宅		屋						診									設(実)	設(実)	申	→	工・屋	工・屋				6	茅
6	県 重要文化財	旧井岡家住宅									診	設	申	工	工	報												瓦	
7	県 重要文化財	旧山田家住宅									診				(設)	屋	設(実)	設(実)	申	工								4	茅
8	重要文化財	旧作田家住宅							診	設(基実)	申	申	→	工	工・屋													茅	
9	国重要有形民俗文化財	旧船越の舞台																	診	設(実)	設(実)	申	工	工				瓦	
10	重要文化財	旧佐々木家住宅										屋		(設)	屋				診	設(実)	設(実)	申	工	工				3	茅
11	重要文化財	旧江向家住宅							H31(屋) 応急修理→	診				設(実)	設(実)	→	工	工・屋										3	茅
12	県 重要文化財	旧岩澤家住宅							屋											診	設(実)	設(実)	申	工	工				茅
13	県 重要文化財	旧野原家住宅												(設)	屋					診	設(実)	設(実)	申	工	工				茅
14	重要文化財	旧北村家住宅								(屋) 応急修理				(設)	屋							診	設(実)	設(実)	申	工		2	茅
15	県 重要文化財	旧清宮家住宅								設・屋												診	設(実)	設(実)	申	工			茅
16	県 重要文化財	旧広瀬家住宅								屋													診	設(実)	設(実)	申			茅
17	重要文化財	旧工藤家住宅									(屋) 応急修理			診	(設)	工・屋	工・屋								診	設(基)		4	茅
18	重要文化財	旧伊藤家住宅								(屋) 応急修理		(設)	工・屋												診	設(基)		1	茅
19	市 重要有形記念物	佐地家供待																							診	診断結果に応じ判断する			瓦
-	市 重要有形記念物	蚕影山祠堂							屋				(設)	屋															茅
-	市 重要有形記念物	水車小屋							屋																				茅
-	市 重要有形記念物	木小屋							(屋) 一軽易工事																				杉皮
-	市 重要有形記念物	沖永良部の高倉									(設)	屋																	茅
-	市 重要有形記念物	船頭小屋・小泉便所・佐々木家井戸											(設)	屋															杉皮
-	市 重要有形記念物	原家																											瓦

屋根葺替
優先順
↓

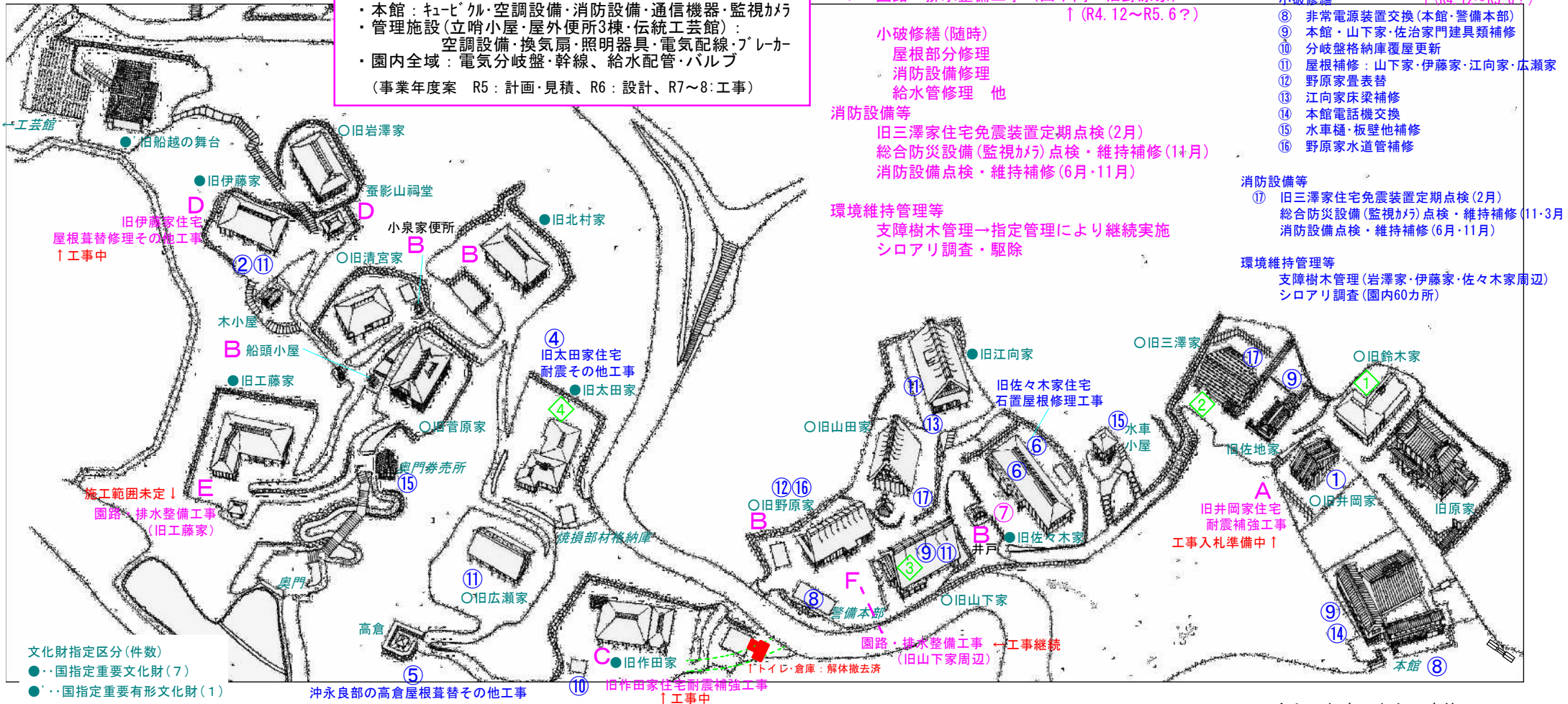
・工事の順番は、屋根の破損状況や災害被害等によって変更となる場合がある。
・委員会(日本民家園古民家等耐震委員会)は、耐震診断及び耐震設計の際に開催される。
----- 「耐震診断結果に応じ判断するもの」



(更新年限超過のため、早急な対応が必要) 設備等

- ・本館：キュービクル・空調設備・消防設備・通信機器・監視カメラ
- ・管理施設(立哨小屋・屋外便所3棟・伝統工芸館)：空調設備・換気扇・照明器具・電気配線・ブレーカ
- ・園内全域：電気分岐盤・幹線・給水配管・バルブ

(事業年度案 R5：計画・見積、R6：設計、R7~8：工事)



R 5 (2023) 年度 予定	R 4 (2022) 年度 実施
設計	設計
A 旧井岡家住宅耐震補強工事(工事入札まで)	① 旧井岡家住宅耐震補強設計
B 旧北村家住宅他4棟屋根葺替修理その他設計 ↑(北村家・野原家・船頭小屋・佐々木家井戸・小泉家便所)	② 旧伊藤家住宅屋根葺替修理その他設計 ③ 旧工藤家住宅外構整備設計
工事	工事
C 旧作田家住宅耐震その他工事(R4.12~R6)	④ 旧太田家住宅耐震その他工事(~R4.11)
D 旧伊藤家住宅・蚕影山屋根葺替修理その他工事 ↑(R5.4~12)	⑤ 旧作田家住宅耐震その他工事(R4.12~R6)
E 園路・排水整備工事(工藤家?未定)	⑥ 沖永良部の高倉屋根葺替(R4.11~R5.3)
F 園路・排水整備工事(山下門~旧野原家) ↑(R4.12~R5.6?)	⑦ 旧佐々木家石置屋根修理工事(R4.12~R5.3)
	⑧ 園路・排水整備工事(旧佐々木家)(~R4.6)
	⑨ 園路・排水整備工事(山下門~旧野原家)
	⑩ 小破修繕↑(R4.12~R5.6?)
	⑪ 非常電源装置交換(本館・警備本部)
	⑫ 本館・山下家・佐治家門建具類補修
	⑬ 分岐盤格納庫覆屋更新
	⑭ 屋根補修：山下家・伊藤家・江向家・広瀬家
	⑮ 野原家畳表替
	⑯ 江向家床梁補修
	⑰ 本館電話機交換
	⑱ 水車樋・板壁他補修
	⑲ 野原家水道管補修
	消防設備等
	⑳ 旧三澤家住宅免震装置定期点検(2月)
	総合防災設備(監視カメラ)点検・維持補修(1ヶ月)
	消防設備点検・維持補修(6月・11月)
	環境維持管理等
	⑳ 旧三澤家住宅免震装置定期点検(2月)
	総合防災設備(監視カメラ)点検・維持補修(11-3月)
	消防設備点検・維持補修(6月・11月)
	環境維持管理等
	支障樹木管理(岩澤家・伊藤家・佐々木家周辺)
	シロアリ調査(園内60力所)

- 小破修繕(随時)
 - 屋根部分修理
 - 消防設備修理
 - 給水管修理 他
- 消防設備等**
- 旧三澤家住宅免震装置定期点検(2月)
 - 総合防災設備(監視カメラ)点検・維持補修(1ヶ月)
 - 消防設備点検・維持補修(6月・11月)

- 環境維持管理等**
- 支障樹木管理→指定管理により継続実施
 - シロアリ調査・駆除

- 文化財指定区分(件数)
- 国指定重要文化財(7)
 - 国指定重要有形文化財(1)
 - 県指定重要文化財(8)
 - 無 市重要歴史記念物(7)

沖永良部の高倉屋根葺替その他工事
旧作田家住宅耐震補強工事
↑工事中

日本民家園協議会における評価の実施について

1. 趣旨

園長の諮問機関である日本民家園協議会において、今後の園の充実発展に資するため、運営管理・事業全般に対する外部評価を実施する。

2. 外部評価実施の経緯

平成 20 年 6 月に改正された博物館法において、以下の条文が付け加わった。

(運営の状況に関する評価等)

第九条 博物館は、当該博物館の運営状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

これを受け、すでに川崎市市民ミュージアムでは、協議会とは別に「評価委員会」を平成 20 年度から立ち上げた。日本民家園でも第 3 者による外部評価が必要であるが、市民ミュージアムより規模の小さい当園では、協議会と評価委員会の 2 本の会議を運営していくことは、事務局の負担が大きい。従来の協議会では、半年ごとに事業報告・来期の事業計画を報告し、それに対するご意見をさまざまにいただいている。構成員は、学識経験者 4 (建築・民俗各 2)・社会教育関係団体 2・学校教育団体 2・公募市民 2 の 10 名で、すべて外部の方である。そこで、従来の年 2 回を 4 回にして、協議会で外部評価も実施することとした。なお、兵庫県立人と自然の博物館が、博物館協議会に館長の諮問機関の機能と事業に対する外部評価機関としての機能を持たせている。

3. 外部評価実施の目的

- ① 日本民家園の使命を果たすために、園の充実発展に繋がる改善案を探す
- ② 園の独りよがりな運営にならないよう、外部の方(利用者・有識者など)の客観的・率直・公平・多様な意見を聞く
- ③ 評価項目(年度当初案と結果)を公表することにより、広く日本民家園の業務を周知するとともに、実行性を高める
- ④ 評価を毎年継続実施する中で、前年度の評価や改善点を次年度以降に繋げる
- ⑤ ①②③④を通じ、職員・協力者(市民)・関係業者のモチベーションを上げる

日本民家園の評価はABCの評価を下すのが最終目的ではなく、評価審査の過程で出たさまざまな意見や改善案を現場に反映するために行うものである。また、博物館活動は多様であり、数値で測れるもの、質が問われるもの(数値化するのはなじまない)などがある。指標とした数値はあくまで目安であり、目標数値の達成度にあまりこだわることは、却って業務の質を下げることを肝に銘じておかなければならない。また、時代の要請・地域の要請・職員構成などにより、博物館活動に要求されるものは変化するので、評価項目もそれに併せ可変的でなければならない。

4. 日程と内容 別紙参照

日本民家園の使命

日本民家園は、市民の文化・学術・教育の向上に寄与するため、つぎのを行います。

1. 主に江戸時代の古民家を移築復原し、良好な状態で後世に伝えます。
2. 古民家・伝統的生活文化にかかわる資料を調査収集し、展示・普及活動を行います。
3. 日本を代表する民家博物館として、国内外に情報を発信します。
4. 生涯学習やくつろぎの場として、地域に親しまれ必要とされる博物館をめざします。

令和5年度 川崎市立日本民家園事業計画・評価シート

■評価

つぎの3段階とする。

A: 目標を充分達成し成果を上げている

B: 目標を概ね達成している

C: 目標を達成しておらず改善が必要である

■令和5年度の重点目標

- ・園内の安全対策の推進
- ・園内・古民家内の展示整備
- ・廃止も含めた事業の見直し
- ・日本民家園運営基本方針の策定

項目	令和5年度目標値	令和5年度実績	令和4年度実績値	令和3年度実績値
総入園者数	118,000人		101,125人	101,674人
有料入園者数(有料率)	47,200人(40%)		39,962人(39.5%)	47,559人(46.8%)
外国人入園者数	4,500人		3,617人	1,713人
総入園料収入	25,960,000円		15,848,420円	19,002,980円
WEBサイトアクセス数(英語版)	660,000件(20,000件)		563,409件(25,076件)	626,100件(11,770件)
来園学校数	160校		149校	135校
伝統工芸館藍染体験参加者数(伝統工芸館事業収入)	1,500人 (5,000,000円)		1,351人 (4,868,521円)	1,178人 (4,662,743円)

令和5年度

1 保存・研究・展示・普及活動

(1) 文化財の保存・調査研究の推進

現状： 25件の文化財建造物を移築復原し、長期計画を立てて補修工事を実施している他、日常的な維持管理業務として燻煙と清掃を行っている。総合防災事業は、消火設備・防犯設備の機器更新、耐震補強工事が進行中である。資料の整理・研究活動については、建築分野では大岡實博士文庫の保管状況を改善しながら資料整理を進めるとともに、耐震補強工事報告書の刊行を進めている。民俗分野では引き続き暮らしと家をテーマに調査を実施、報告書の刊行を進めている。

実施目標	中期目標(3年、R6まで)(目標水準)	令和5年度計画(目標水準)	令和5年度実績	【参考】令和4年度シート記載の今後の課題
1文化財建造物維持管理の推進	屋根修理工事(太田家・作田家・高倉完成まで) 園路排水整備工事(山下家周辺、工藤家 完成まで) 文化財建造物の適切な保存管理の推進(破損箇所随時) 文化財周辺環境の改善(支障木管理等)	作田家屋根修理工事(3年計画2年目) 伊藤家・蚕影山屋根修理工事(完成まで) 北村家・野原家・船頭小屋・小泉家便所・佐々木家井戸屋根工事設計(完了まで) 山下家前園路整備工事(完成まで) シロアリ調査(4年目)		屋根の劣化状況と耐震補強順位の調整 防火対策の新ガイドライン・指針への対応
2総合防災事業・耐震補強工事の推進	耐震設計(井岡家) 耐震工事(太田家・作田家・井岡家) 既存設備(防災・三澤免震)定期点検・補修(各年1回)	作田家耐震工事(3年計画2年目) 井岡家耐震工事発注準備(入札まで) 消防設備点検(2回) 監視カメラ点検(1回)		工事車両のアクセス路の確保 老朽化設備の迅速な交換
3 収蔵資料の整理・調査研究の推進と成果の公表	本館地下収蔵庫の燻蒸実施(2年に1回) 民俗資料の整理推進(資料カードと現物のつき合わせ) 耐震工事報告書刊行(山下家・太田家) 「暮らしと家」調査(報告書2年に1冊刊行)	本館・原家・野原家等未処理分の資料整理(完了まで) 山下家、太田家耐震工事報告書(原稿編集まで) 中野島小学校保管資料の移動(虹ヶ丘小学校へ)		資料保管場所の確保 調査研究活動の継続の実施
評定意見				

(2) 展示の充実

現状：文化財建造物を野外展示し、それを補うため本館に展示室を設置している。各古民家では地域の民具や年中行事の展示を行っている他、囲炉裏での火焚きや生活用具の製作風景、さらには屋根の葺替えや耐震補強等の工事も展示の一環としてとらえ、作業風景を見せる工夫をしている。本館常設展示室では導入として日本の民家建築の基本を展示し、企画展示室では民俗や建築をテーマに年2回企画展を開催している。また、敷地内も展示として整備を進め、石造物を配置している他、民家の旧所在地に合わせた植栽や、景観にふさわしい案内板の設置を行っている。こうした展示には解説に英文を併記している他、12カ国語パンフレットや4カ国語音声ガイド(日英中韓)を導入し、外国人対応にも力を入れている。

実施目標	中期目標(3年、R6まで)(目標水準)	令和5年度計画(目標水準)	令和5年度実績	【参考】令和4年度シート記載の今後の課題	
1常設展示及び関連事業の充実	音声ガイドサービスの継続 園内展示整備(継続的美化、パネルのビジュアル化) 古民家解説の充実(古民家めぐり年24回、子供向けの定例化) 大規模工事ごとに見学会開催・解説パネル設置 生田緑地植生管理計画に合わせた古民家周囲の植込みや畑の整備 車椅子でアクセスできない古民家内部の動画による視聴サービス	音声ガイドサービスの継続(QRコード、タブレット貸し出し) 園内の展示点検(体制の確立と継続) 民家解説実施(24回) 子供向け民家解説実施(1回) 工事解説パネル設置(作田、伊藤、園路) 展示環境維持のための除草(継続) 車椅子でアクセスできない古民家内部の動画視聴サービス(水車小屋、蚕影山、岩澤家、船越の舞台)		展示の一環としての植栽整備 年中行事展示の調査に基づいた見直し	
2企画展示及び関連事業の充実	民家博物館としての特性を活かした企画展示開催(年2本) 一般の人が手に取りやすい解説図録の刊行(年2冊) それに伴う展示解説(会期中月1回)やワークショップの開催(年2本)	新企画展2本開催(前期:「東北の手仕事Ⅱ一布一」、図録は令和4年度後期と共通、後期は内容未定、図録刊行まで) 企画展示解説(一般向け10回、子供向け2回) 企画展における解説パネルの英訳シート作成(各企画展) 企画展終了後の資料整理		企画展示の英語対応 企画展終了後の資料整理の迅速化	
評定意見					

(3) 教育普及活動の充実

現状：教育普及活動として体験講座・ワークショップ等を実施、特に子どもや親子向けの行事、当日自由参加型の行事に力を入れている。また施設の特長を活かし、古民家の旧所在地と連携した事業として各地の芸能公演や物産展などを行っている。この他、学校との連携を進め、小学生の学習プログラムや中学生の職業体験の受け入れを行っている。また、民家園の運営を支える炉端の会(ボランティア)・民具製作技術保存会(市民活動団体)と協力者会議を開催し、事業運営の改善を進めている。さらに、指定管理者は伝統工芸館や古民家カフェの運営を行っている他、さまざまな自主事業を行っている。

実施目標	中期目標(3年、R6まで)(目標水準)	令和5年度計画(目標水準)	令和5年度実績	【参考】令和4年度シート記載の今後の課題	
1 各種事業(講座・ワークショップ・催事)の充実	自由参加型・体験型事業の充実 生田緑地他館等との連携事業の充実(年2回) 旧所在地交流事業の実施(年1回以上) 伝統芸能公演の実施(年1回) 市民団体との連携による昔話公演(年25回)	体験講座の実施(竹細工、わら細工、機織り) 夏休み体験講座テキストの改良(竹細工、わら細工) 当日参加型体験事業(昔遊び、七夕他) 科学館との連携事業実施(七夕、月見) 旧所在地交流事業の実施(南砺市) 伝統芸能公演の開催(1回、人形浄瑠璃) 昔話公演(25回) 夜間公開(2日間)		各種行事の選択と集中 旧所在地交流事業の効果的実施方法検討	
2 学校連携の充実	学校団体の体験・見学受入(年間150校) 学習教材の継続的な見直し 職業体験・総合学習等のプログラム受入 学校郷土資料室等整備支援(2校、メンテナンスの実施)	小学校向け体験プログラム・見学の受入(150校) 中学校の職場体験受入 ギガ端末の活用(児童向け事前学習資料、教員向け説明資料の配信) 博物館実習、実測実習等大学の利用受入 学校郷土資料室等整備支援(1校)		学校側ニーズの適切な把握 児童数の多い学校の効果的受け入れ方法の検討 GIGA端末の有効活用	
3 市民活動団体との連携	炉端の会、民技会との連携の強化 両者との協力者会議による運営改善(年1回) 生田緑地マネジメント会議・自然環境管理保全会議との連携(年7回会議出席)	協力者会議開催(1回) 炉端の会の運営改善(土日も含めた学習会開催、学習会資料のホームページへの掲載、情報周知のためのメール活用) 民技会新人研修(1回) 生田緑地マネジメント会議への出席・意見聴取(5回)		情報周知のためのメール活用(炉端の会) 参加者の多様化に対応した活動方法の検討(炉端の会)	

<p>4伝統工芸館・自主事業の充実</p>	<p>本藍の継続的使用のためスタッフの技術向上(研修継続) 藍染めの魅力の情報発信 自主事業の充実(年5回以上) 古民家カフェの運営(継続) 指定管理者変更になった場合の円滑な移行 コロナ終息後、外国人向け藍染めプログラムの再開</p>	<p>出張ワークショップの実施 体験・講座のスムーズな申込みのためのシステム導入 SNSを使用した伝統工芸館からの情報発信 染織技術の研修受講(1回) ミニ展示開催(5回) 展示品の販売(Tシャツ他) 藍染め新商品の開発(5点) 自主事業イベントの充実(ペーゴマ大会他) 春と秋の古民家カフェ営業(事業者変更) 通販事業への積極的な取り組み(新商品の追加、広報強化)</p>		<p>伝統工芸館の予約フォームの刷新</p>	
<p>評定意見</p>					

2 運営・管理活動

(1) 博物館経営の強化

現状：平成25年度より指定管理者制度を導入し(5年毎に更新)、学芸業務と全体の統括業務は川崎市が、管理運営業務と広報業務を指定管理者が担っている。市の職員、指定管理者の職員、いずれも資質向上のため各種研修に積極的に参加し、来園者の満足度向上を目標にリピーター確保のための工夫を重ねている。

実施目標	中期目標(3年、R6まで)(目標水準)	令和5年度計画(目標水準)	令和5年度実績	【参考】令和4年度シート記載の今後の課題
1運営体制の整備・研修の充実	民家園運営基本方針の策定(完了まで) 研修機会の確保(市職員年1回以上) 事業評価の実施と活用(毎年実施・公表) 次期指定管理への円滑な移行(現指定管理は令和4年度まで) 民家園ルールブックの整備(継続)	運営基本方針の策定(完了まで) 庁内外の研修への参加(市職員1回以上) 新規スタッフの園内研修実施(随時) 事業評価の実施と活用(実施と公表) 窓口の事例等を明文化した民家園ルールブックの整備(継続)		運営基本方針の策定完了(R5) 窓口対応事例の蓄積と共有化
2広報の強化	公式サイトの充実 Twitter・YouTubeを活用した広報 生田緑地他施設・他局・観光協会・地元商店会・神奈川県等と連携した広報 指定管理者構成企業のルート等を活用した広報の充実 指定管理者変更になった場合の公式サイトの円滑な移行 コロナ終息後の訪日外国人に向けた広報	Twitter・YouTubeの継続的な広報活用 Twitterフォロワー数の増加(計3200人[4/29現在2927人]) 指定管理者構成企業のルート等を活用した広報 生田緑地他施設・他局・観光協会・神奈川県等と連携した外国人向けを含めた広報 催事等リリースの作成と発送の充実		動画制作のスキル向上 外国人向け広報の効果的な方法確立
評定意見				

(2) 利用者の利便性・安全性の向上

現状： 来園者サービス施設として救護室や授乳スペース等を整備、ベンチやテーブル等のリニューアルも進めている。また、バリアフリー化として古民家の敷居にスロープを用意、園路についても手すりの設置や土舗装化など対応を進めている。その他、来園者へのサービス向上のため、ショップの充実と窓口業務の改善に努めている。危機管理については各種防災訓練を実施、危機管理マニュアルを随時更新している。

実施目標	中期目標(3年、R6まで)(目標水準)	令和5年度計画(目標水準)	令和5年度実績	【参考】令和4年度シート記載の今後の課題
1来園者サービスの向上	休憩スペースの充実とメンテナンス 民家園の特色を活かした継続的な商品開発(毎年2点) 指定管理者変更になった場合のショップの円滑な移行 さまざまな来園者に配慮したハード面、ソフト面での環境の整備(バリアフリー、外国人対応)	真夏の猛暑に対応した本館、古民家土間の休憩スペース充実 民家園の特色を活かした新商品・カプセルトイレの開発(5点) 券売へのキャッシュレス決済導入 ショップキャッシュレス決済の充実 ショップ商品表示の日英併記化 小さな「バリア」の継続的点検と逐次対応		ベンチ・休憩所の増設、適切な配置 キャッシュレス対応の強化
2危機管理体制の整備	園路危険個所の定期的な点検 危機管理マニュアルの継続的更新 消防署との連携による防災訓練の実施(年4回) 電気系統の定期的な点検 新人警備員の研修充実 来園者の避難経路の再確認	園路危険箇所、落枝・倒木の継続的な点検と対応(通年) 事務所・窓口・ボランティア・各種イベントでのコロナ対応マニュアルのまとめ 新規スタッフも含めた危機管理マニュアルの読み合わせ ボランティアや清掃スタッフも含めた防災訓練実施(年4回) 古民家の漏電対策として継続的な点検の実施(各棟1回) 新規採用警備員・清掃スタッフの研修実施(逐次)		防犯・放火対策として外周柵の強化 コロナ対策の記録作成
評定意見				

策定の目的

川崎市立日本民家園(以下「日本民家園」という。)は、高度成長期、急速に姿を消しつつあった古民家を後世に伝えるとともに、地方出身者が多かった川崎市において市民共通の「ふるさと」創出を目的に昭和 42 (1967)年に開園しました。25 の文化財建造物を移築復原し、訪れた人が日本の伝統的生活文化にふれることのできる博物館活動を行っています。

一方、開園後 50 年以上が経過し、設備の老朽化が進行しているほか、博物館や文化財をめぐる社会状況も大きく変化しました。国際障害者年指定をきっかけとした「バリアフリーの考え方の普及」。阪神淡路大震災やフランス・ノートルダム大聖堂の火災をきっかけとした「文化財防災対策の進展」。東京オリンピックをきっかけとした「インバウンド対応の促進」。新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけとした「非来園型サービス等新しい取組の要請」など。こうした社会状況を踏まえ、国も令和元(2019)年に文化財保護法を改正して文化財を単に保護することから活用しながら保存する方向へと大きく舵を切り、さらには令和 4(2022)年の博物館法改正で地域との連携により文化観光等地域の活力向上への貢献が博物館の事業として位置付けられることになりました。

日本民家園は、開園当初想定されていなかったこうした社会状況や文化財に対する考え方の変化を踏まえ、将来わたる活動の軸を定めるため「川崎市立日本民家園運営基本方針(以下「方針」という。)」を策定します。



合掌造りの並ぶ信越の村エリア



展示室を備えた本館

策定の背景 -関連する法令-

(1) 博物館法 (令和 4 [2022] 年改正)

文部科学省は博物館法第 8 条に基づいて発出した「公立博物館の設置及び運営に関する基準」(昭和 48 [1973]年告示)を、利用者ニーズの多様化・高度化、博物館の運営環境の変化などを踏まえ、平成 23(2011)年に改正しました。これには「博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針を策定し、公表するよう努めるものとする。」(第 3 条)と定められています。さらに、同法は令和 4(2022)年に改正され、すでに登録博物館となっている館も再登録が必要となりました(猶予期間 5 年)。登録に当たっては博物館運営の基本的方針を示した書類の添付が求められることになり、この点からも運営基本方針の策定が不可欠となります。

(2) 文化財保護法 (平成 30 [2018] 年改正)

文化庁は平成 30(2018)年に文化財保護法を一部改正し、地域における文化財の総合的な保存・活用を進めるため、都道府県においては文化財保存活用大綱、市町村においては文化財保存活用地域計画を作成するものとした。この文化財保存活用地域計画とは、文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランであり、課題や方針、推進体制等の記載が求められています。本市ではこの改正に先立ち、平成 26(2014)年に「川崎市文化財保護活用計画」を策定し、文化財の保護活用によるまちづくりを推進してきましたが、計画が改定時期を迎える令和 6(2024)年に「川崎市文化財保存活用地域計画」を策定することになっています。本方針はこれに合わせ、整合を図りながら策定します。

日本民家園全体図



国指定文化財



県指定文化財



市指定文化財



施設の概要

(1) 施設の特長

日本民家園は約3万㎡の敷地に25の文化財建造物を展示公開しています。建築的特徴を比較できるように、これらの建造物を旧所在地のエリアごとに配置するとともに、移築と同時に収集した各家庭や地域で使用、保管されていた生活用具・石造物なども併せて配置し、民家で営まれていた暮らしを体感できる展示となっています。文化財の保存施設として特筆すべきは、主たる展示物、すなわち移築復原した建造物の全てが文化財指定を受けていることです。国指定重要文化財7件、国指定重要有形民俗文化財1件、神奈川県指定重要文化財10件、川崎市重要歴史記念物7件となっており、建造物以外にも蚕影山祠堂関係資料が川崎市地域文化財として顕彰対象となっています。施設としてはこのほか、常設展示室と企画展示室のある本館、藍染めを体験できる伝統工芸館があり、様々な角度から日本の伝統的な建築と暮らしについて学ぶことができます。

(2) 多彩な活動

昔話や伝統芸能の公演、わら細工や竹細工のワークショップ、夜間公開など多彩な催しも日本民家園の特色です。こうした活動は昔ながらの手仕事を伝承するグループ、囲炉裏に火を入れながら案内と解説を行うボランティア、いくつもの語りの会など多くの市民に支えられており、生活者である市民の活動が古民家に暮らしの息吹を吹き込んでいます。一般の博物館では体感できないこうした展示環境は多くの外国人も惹き付けています。新型コロナウイルス感染症の影響で一時減少しましたが長期的には増加傾向にあり、フランスでミシュランと並ぶ旅行ガイドである『Guide Bleu』で三つ星認定(平成27(2015)年)を受けたほか、イギリスのロコミサイト『トリップアドバイザー』で5年連続エクセレンス認証(平成26(2014)～30(2018)年)を獲得するなど海外でも高い評価を得ています。

(3) 運営体制

生田緑地の一体的管理に伴い、平成25(2013)年度から一部の業務において指定管理者制度を導入し、日本民家園の受付や広報等施設管理業務については、かわさき宙と緑の科学館(青少年科学館)、川崎市岡本太郎美術館及び緑地全体を含めて指定管理者が担い、文化財建造物の管理・補修、民俗資料の保存・展示、学習講座等学芸業務及び全体の統括業務については川崎市が運営しています。ここ10年間の年間入園者数は、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大するまでは9万人から12万人のあいだで推移してきました。

目指す博物館像

(1) 伝える博物館

文化財と伝統文化を次の世代へ確実に伝える博物館づくりを進めます。そのために、子どもや外国人にも理解しやすい展示、普及活動を実施します。

(2) 安全・安心な博物館

利用者にとっても文化財にとっても安全・安心な博物館づくりを進めます。そのために、自然と景観に配慮しながら施設や設備、植栽の整備を実施します。

(3) 人の中心にある博物館

文化財を通して多様な主体が集まる開かれた博物館づくりを進めます。そのために、市民、学校、研究機関、民間企業、関係部署と連携、協働を進めま

基本方針

日本民家園が目指す3つの博物館像を統合する活動原則として、次のとおり基本方針を定めます。

「日本のふるさとを未来へ伝える」

日本民家園は、地方出身者が多かった川崎市において市民共通の「ふるさと」創出を目的に出発しました。伝統的な暮らしになじみのない世代や外国人利用者が増えつつある今、わが国の伝統的生活文化を体感できる場、すなわち「日本のふるさと」を伝える場として新たな価値を持ち始めています。日本民家園は、この「日本のふるさと」を未来へ確実に手渡していきます。

活動方針

(1) 伝える博物館

ア 収集・保存方針

- (ア) 古民家の継続的維持・補修
- (イ) 建築史及び民俗資料の収集と保存
- (ウ) 資料保存環境の向上

イ 調査・研究方針

- (ア) 建築についての継続的調査研究
- (イ) 民俗についての継続的調査研究
- (ウ) 調査研究成果の公開と還元

ウ 展示・普及方針

- (ア) 体感を重視した展示
- (イ) 体験を重視した普及活動
- (ウ) 学校のニーズに合わせたプログラム



屋根葺き替え



古文書整理



井戸汲み体験

(2) 安全・安心な博物館

ア 防災方針

- (ア) 耐震対策の推進
- (イ) 防火体制の維持と向上
- (ウ) 豪雨対策と排水整備

イ 園内整備方針

- (ア) 管理通路としての園路の見直し
- (イ) バリアフリー化と景観維持の両立
- (ウ) 利用者受入体制の強化

ウ 植栽方針

- (ア) 安全のための倒木対策
- (イ) 展示としての植栽の見直し
- (ウ) 観光資源としての花木の植樹



放水試験



車椅子スロープ



倒木被害

(3) 人の中心にある博物館

ア 運営方針

- (ア) 市と指定管理者との協働による運営
- (イ) ボランティア、市民活動団体との協働
- (ウ) 生田緑地マネジメント会議との協働

イ 事業連携方針

- (ア) 生田緑地各施設との連携
- (イ) 古民家の旧所在地との連携
- (ウ) 大学、建築団体、研究機関との連携

ウ 広報方針

- (ア) 観光拠点化に向けた広報
- (イ) 伝統的建築技術に関する情報発信
- (ウ) 持続可能な暮らしについての情報発信



市民団体との協働



五箇山の芸能



伝統技術実演